

民事裁判の IT 化

東京六本木法律特許事務所

弁護士 木下駿

1 はじめに

諸外国との比較で司法の IT 化に関して日本が大幅な遅れを取っているという問題意識の下、急ピッチで司法手続きに関する IT 化がすすめられてきています。令和 4 年 5 月 18 日、民事裁判の IT 化に関する「民事訴訟等の一部を改正する法律」が成立し、同月 25 日に公布されました。改正法は、諸外国の民事裁判の IT 化にならって、民事訴訟手続の一層の迅速化・効率化をはかって定められた法律で、公布の日から起算して 4 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされています。改正される点は多岐にわたりますが、本稿では裁判の IT 化に関連した改正点と改正に伴う注意点についてご説明していきます。

※本稿では、改正前の民事訴訟法を「旧法」、改正後の民事訴訟法を「新法」と記載します。

2 改正のポイント

改正法の主なポイントは以下のとおりです。

- ・ インターネットを利用した申立て等及び送達 (e 提出)
- ・ ウェブ会議又は電話会議を利用した手続きへの参加 (e 法廷)
- ・ 訴訟記録の電子化・インターネットの利用による閲覧 (e 事件管理)

なお、民事裁判の IT 化以外にも、今回の民事訴訟法の改正によって、法定審理期間訴訟手続（当事者双方の同意によって、一定の期間内に審理を終える手続）が新設され、当事者の住所や氏名が秘匿される制度が新設されました。

3 インターネットを利用した申立て等及び送達

(1)インターネットを利用した申立て等

平成16年の民事訴訟法の改正により、インターネットを用いた申立て等が法律上可能になりましたが(旧法132条の10各項)、平成16年の法改正では特定の場面でしかその利用は想定されておりませんでした。そのため、訴状等の提出は従来通り郵送や窓口に参加するという方法がとられていました。

新法では、民事訴訟におけるすべての手続きを対象として、すべての裁判所において、インターネットを利用して申立て等ができることとしており(新法132条の10第1項)、これによって、訴状の提出、準備書面の提出や証拠の申出等がインターネットを利用して行うことができるようになりました。

裁判所が管理する『mints』というシステムを用いて、令和4年4月21日より一部の裁判所ではインターネットを利用した書面の提出が始まっており、令和5年11月ころにはすべての裁判所で運用がスタートする予定です。

(2)インターネットを利用した送達

旧法において、裁判所から当事者への訴状や判決書の送達は、郵送や手渡しにて交付することとされており、インターネットによる送付は想定されておりませんでした。しかし、今回の改正によって、送達されるべき対象が書類に加えて電磁的記録が加えられ(新法109条)、送達方法も整備されたことから(新法109条の2以下)、インターネットを利用した送達が可能になりました。

(3)インターネット利用の義務付け

上記インターネットを利用した申立てや送達について、記録が電子化されることによって書面管理のコストの削減や手続きの迅速化・効率化が図れることから、弁護士等の委任を受けた訴訟代理人などに関しては利用が義務付けられています(新法132条の11、109条の4)。日本の裁判においては弁護士が訴訟代理人としてつくことがほとんどであるため、日本の民事裁判においてはかなりのケースでインターネットを利用した手続きが行われると予想されます。

(4)公示送達の見直し

裁判書類の送達の際に、相手方の所在が分からない場合に裁判所の掲示場に掲示することによって送達したとみなす制度があります(公示送達といいます)。この公示送達について、今回の改正によって裁判所に掲示する方法に変えて、裁判所に設置した端末を利用して閲覧できるようにしたうえでホームページに掲載することができるとされました(新法111条)。

(5)手数料の納付方法の見直し

旧法の下では、民事訴訟費用に関して原則として訴状に収入印紙を貼って納めなければならないとされていました。今回の改正によって、民事訴訟手続における申立ての手数料については最高裁判所規則で定める方法（Pay-easy が想定されます）によることもできるとされ、インターネットによる納付が可能になりました。また、従来は訴訟の提起に合わせて郵券の予納をすることが求められていましたが、郵券の予納制度は廃止され、上記手数料の納付に一本化されることとなりました。

4 ウェブ会議又は電話会議を利用した手続きへの参加

(1)口頭弁論における当事者のウェブ会議の利用

旧法の下では、口頭弁論期日に出席するためには必ず裁判所に出頭する必要がありました。しかし、第1回口頭弁論などは、わずか数分で終わる手続きのために遠方の裁判所に赴くなど経済合理性を欠くことから、改正によって裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いたうえでウェブ会議の方法により口頭弁論期日を実施することができるようになりました。憲法上裁判は公開することが定められていることから、裁判官のみ公開の法廷に在廷し、傍聴人は在廷した裁判官と画面上の当事者のやり取りを傍聴することになります。

(2)弁論準備手続における当事者のウェブ会議の利用

旧法においては、弁論準備手続においてウェブ会議を利用する場合においても、当事者のどちらかは裁判所に出頭する必要がありました。しかし、当事者の一方のみを出頭させることに特段の意味がなく、今回の改正において裁判所が相当と認めるときは当事者双方が出頭しないウェブ会議による弁論準備手続を行えることとなりました（新法 170 条 3 項）。

(3)審尋期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

審尋の期日には、口頭弁論に代わる審尋（新旧法 87 条 2 項）と証拠調べとしての審尋がありますが（新旧法 187 条）、旧法下ではいずれも電話会議やウェブ会議による実施は認められていません。今回の改正によって、口頭弁論に代えて行う審尋期日に関しては、裁判所が相当と認める場合において当事者がウェブ会議または電話会議の方法による出席することができるようになっています（新法 87 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。証拠調べとしての審尋に関しても、ウェブ会議の方法により、期日に現実に出頭していない参考人及び当事者本人を審尋することができるとされています（新法 89 条 2 項及び 3 項）。

(4)和解期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

旧法下において、和解期日においてウェブ会議や電話会議を認める規定はありませんでした。新法においては、裁判所が認めた場合においてウェブ会議や電話会議の方法によって和解期日に出席できることになりました（新法 89 条 2 項及び 3 項）。また、裁判の IT 化とは異なりますが、同時に和解期日に関する規定も整備されました。

(5) 証拠調べにおけるウェブ会議の利用

旧法下では、証人尋問のウェブ会議を行うためには、証人が遠隔地に居住しているなどの要件を充たすことが必要でした（旧法 204 条）。今回の改正により、かかる遠隔地要件を廃止し、遠隔地ではない場合であっても、証人が裁判所に出頭することが困難であると裁判所が認める場合や、当事者に異議がない場合にもウェブ会議による方法によって証人や当事者の尋問を実施することができるようになりました（新法 277 条の 2）。

他にも、証拠調べにおける検証や裁判所外における証拠調べについてもウェブ会議による実施可能な法の整備が行われました（新法 232 条の 2、同 185 条 3 項）

(6) 小括

裁判手続きのほとんどがウェブ会議を用いてできるようになり、裁判所に赴くことが減ったため、業務の効率化が見込まれます。一方で、これらが認められるのは裁判所が相当と認めるときという要件が付されていますので、どれほど裁判所が認めるのかという点については実際の運用を注視していく必要があります。

5 訴訟記録の電子化・インターネットを利用する訴訟記録の閲覧

裁判で用いられた訴訟記録等は、旧法の下では基本的に書面によって裁判所書記官によって保管されており、訴訟記録を閲覧するためには裁判所に直接赴く必要がありました。今回の改正によって、当事者が提出した書面や裁判所が作成する判決等の訴訟記録が裁判所書記官によって電子的記録として保存されることとなりました（電磁的訴訟記録といいます）（新法 132 条の 10、132 条の 12 等参照）。加えて、法務省が出している要綱案¹によれば、閲覧する者に応じて閲覧手続が整備されました（新法 91 条の 2 各項）。訴訟当事者等が自宅や事務所から訴訟記録を閲覧することができるように業務の合理化・効率化が図れるようになりました。

6 まとめ

¹ <https://www.moj.go.jp/content/001365873.pdf>

民事裁判のIT化のポイントについて簡潔ですが解説させていただきました。今回の改正によって裁判が迅速化・効率化され、訴訟当事者にかかる負担が大幅に改善されることとなります。また、訴訟業務に当たって裁判所に行かざるを得ないというケースが大幅に減るという点で、遠方の裁判所が管轄になった場合の費用面及び時間面の負担が減り、管轄裁判所と遠隔地の弁護士にも依頼できるようになるというメリットも考えられます。他方で、IT化によって必ず問題となるのがセキュリティ面の問題です。IT化によってどれだけ便利になったとしても、セキュリティ面に問題が発生した場合には今後の運用を再考せざるを得ません。一方で、セキュリティに配慮しすぎて手続が煩雑になりかえって業務に時間がかかると本末転倒です。セキュリティと裁判の迅速化のバランスをどうとっていくかという点の議論が今後必要になります。また、セキュリティ上の安全の確保に加えてデジタルディバイドについても、運用を進めていくうえで今後考えていかなければならない課題です。

駆け足になりましたが、以上の説明が皆様の今後の業務の手助けになれば幸いです。